

業務名：令和7年度台湾における奈良県イチゴの販路拡大およびタイ向け生産・輸送実証委託業務

上記業務にかかる質問について、次のとおり回答します。

質問	回答
台湾・タイ共にイチゴの試食・販売量の目安はございますか？	試食・販売量の目安はありません。
台湾・タイ共に輸送事業者の指定はございますか？	輸送事業者の指定はありません。
仕様書に台湾は計測機器を県が準備していただくと記載がありましたがタイも同様の認識でよろしいでしょうか？	県で準備します。
台湾に関しての残留農薬検査分析の記載はありませんでしたが採択事業者にて実施となりますか。それとも県または事業様にて実施となりますでしょうか？	台湾向けイチゴの残留農薬分析は本委託業務には含まれません。
タイに関しての残留農薬検査分析は、記載の内容を採択事業社が委託費用から実施するという認識でよろしいでしょうか？	貴見のとおりです。

<p>イチゴの仕入れ先は、JA（全農）or 事業者どちらでしょうか？</p>	<p>いずれでもかまいません。</p>
<p>業務実績は、再委託（パートナー社）の記載も可能か？</p>	<p>国、地方公共団体と受託先の契約・完了、受託先とパートナー社の契約・完了が明らかにできる場合には記載可能です。</p>
<p>業務実績の調査に関しては、どのような内容を記載すればよろしいでしょうか？</p>	<p>青果物の海外輸出時の輸送に関しては、青果物の海外輸出時の輸送に関する調査を受託された業務の、業務名と業務の概要等の必要事項を記載してください。青果物の海外での試験販売あるいはプロモーション業務に関しては、青果物の海外での試験販売かプロモーションに関して受託された業務の、業務名等の必要事項を記載してください。</p>
<p>タイ向けイチゴの仕入れ先については、奈良県からご紹介などはございますか？</p>	<p>二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領に基づき生産園地・生産施設及び選果こん包施設の登録をされている生産者を紹介いたします。</p>